

平成 30（2018）年 3 月 28 日

経営学部経営学科キャリアアップ奨励金制度の内容変更について

経営学部経営学科では、難関資格や難関試験を突破しようとする学生諸君を経済的に支援する「キャリアアップ奨励金」制度を設けてきました。

今回、この制度を、以下のように変更します。

○第 1 類（公認会計士・税理士・国家公務員総合職など）につき、補助額上限を受講料額の 2/3、40 万円までとする

○第 1 類のうち、公認会計士等の会計系の資格については、応募要件として日商簿記 2 級を保持している者のみとする

○第 2 類（すべての自治体の地方公務員上級職 [警察官・消防官を含む] など）につき、補助額上限を受講料額の 2/5、12 万円までとする

○募集時期につき、4 月を目途に募集開始することとする

上のように変更しますので、応募する場合などには注意してください（キャンパス・学部のホームページの記述その他パンフレット等の内容は、上のように読み替えてください）。  
なお、具体的な募集については、新年度になってから改めて告知します。

（経営情報学科についても、この制度を準用します。）

この件およびキャリアアップ奨励金制度全般についての問い合わせ先：

経営学部経営学科進路指導委員 山本顕一郎 yamamoto@shonan.bunkyo.ac.jp